

反社会的勢力の排除、秘密保持及び法令違反規定に関する誓約書

当社は、貴協議会に入会を申込むに当たり、以下の事項を表明し、誓約します。

- 1 当社、当社の役員又は当社の社員が、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
  - 一 暴力団
  - 二 暴力団員
  - 三 暴力団準構成員
  - 四 暴力団関係企業
  - 五 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - 六 その他前各号に準ずるもの
- 2 当社、当社の役員又は当社の社員が、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次のいずれかに該当する関係も有しないこと。
  - 一 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - 二 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - 三 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - 四 その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 当社、当社の役員又は当社の社員が、貴協議会に対し、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。
  - 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協議会の信用を毀損し、又は貴協議会の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 当社は貴協議会に参加したことによって得た、他の会員に関する情報、修理技術情報、貴協議会の事業に関する情報等を会員以外に漏えいしたり、公表したりせず、貴協議会を退会後もこれを遵守すること。
- 5 当社の役員は電波法第24条10又は第24条の13第3項の規定により登録検査等事業者を取り消され、又電気通信事業法第68条の11の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- 6 当社、当社の役員又は当社の社員が、現在又は将来にわたって、貴協議会の信用を失墜する可能性のある法令違反に該当しないこと。
- 7 上記1～6項に相違があった場合は即時に自主退会すること。
- 8 退会時に、貴協議会に納入した会費その他の抛出金品の返還を一切要求しないこと。

年 月 日

会社名

氏名

印